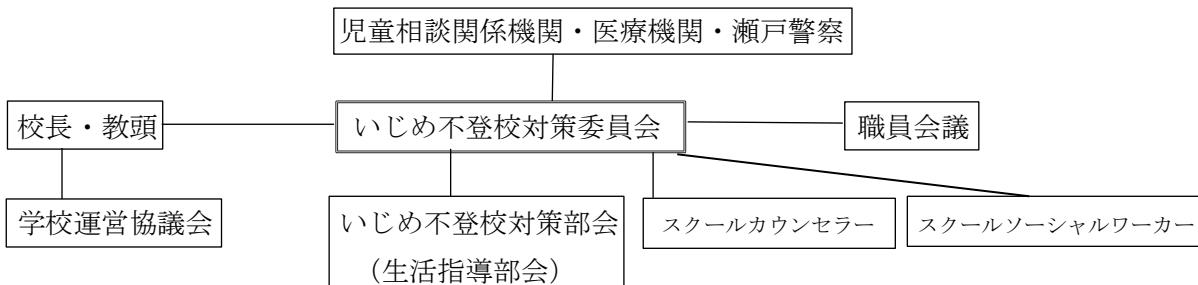


# 令和5度 にじの丘学園 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

- いじめは人権を侵害し、「人として決して許されない」行為であるという意識を、一人一人の児童生徒にもたせるとともに、他者を思いやる気持ちを育てる。
- すべての児童生徒がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消や、互いに認め合える人間関係づくりに組織的に取り組む。
- 学校、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開する。

## 2 組織



## 3 いじめ防止のための手立て

### 未然防止

- 児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通った人間関係を構築する能力を養う。(S S T や S G E を取り入れる。)
- 学校生活において、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる場の設定や児童生徒の居場所づくり・絆づくりをめざす。
- 教員の研修等の充実を図り、全ての教員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上に努める。
- いじめ問題への取組の重要性について、地域全体に認識を広め、家庭、地域においてもいじめを見逃さず、これを決して許さないとの強い姿勢で、学校が中心となり、社会全体としての取組を推進する。

<ネットいじめ防止のために>

- ・ 「携帯安全教室」を実施し、携帯電話、インターネットによる人権侵害について学び、情報モラルに関する知識と理解を深める。愛知県警サイバー犯罪対策課と連携を進める。
- ・ 日頃から、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの被害者、加害者とならないよう情報モラルを高める。

### 早期発見・早期対応

- いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、児童生徒が発するサインを見逃さないよう努める。
  - ・ いつもと様子が違ったりふさぎ込んでいたりしている児童生徒がいないか、表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聞く。
  - ・ 孤立傾向にある児童生徒の発見に努める。
  - ・ 生活ノートなどを活用して、児童生徒の小さな心の揺れやサインを見逃さないようにする。
  - ・ 日頃から傍観者にならないような指導をしていく。
- 教育相談は、すべての教職員があらゆる機会を捉え、あらゆる教育活動の実践の中で行う。日頃から子どもの話に耳を傾け、相談しやすい状況をつくる。さらに、スクールライフノートや定期的

なアンケート調査、教育相談の実施、相談窓口の周知等により、いじめを早期に発見できる体制を整えるとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもを見守る体制を作る。

- ・スクールライフノート「心の天気」に記録された生徒児童の心情を学校生活ウォッチャーから確認し、閲覧することによって、タイムリーに児童生徒の心情の変化に気き、声掛けを行う。
- ・「教育相談アンケート」を実施し、その内容を踏まえた上で、学級担任による教育相談を行う。また、養護教諭による健康相談を行う。
- ・学級集団アセスメント（通称：Q-U）を実施し、それを元にいじめ不登校対策委員会や必要に応じた個人面談を行う。
- ・定期的に生徒指導部会を開催し、いじめを含めた生徒指導について情報共有及び検討を行う。その上で全職員でいじめを含めた生徒指導の情報交換の会を行うとともに必要に応じ関係諸機関との連携を図る。

## 4 いじめが発見された場合の対応

### 初動の対応

- いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、いじめ不登校対策委員及び学年主任に報告する。いじめ不登校対策委員は、いじめ不登校対策委員会に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。

### いじめ不登校対策委員会での協議

- 迅速に、いじめ不登校対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、対応についての具体的な手立てや役割分担を協議し、今後の指導方針を共通理解する。

### 実態把握・解消に向けての対応

- いじめ不登校対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、いじめ不登校対策委員を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。
  - ・ いじめを受けている児童生徒を守り、安心させ、被害児童生徒の心のケアと安全確保に努める。
  - ・ いじめの事実を全職員に知らせ、教科指導や登下校、休み時間、清掃時間等にも目を配る体制を整える。
  - ・ 加害児童生徒の成長支援の観点から、いじめの非に気づかせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちがもてるよう指導する。
- ※ 事実確認をした日、指導をした日に、電話や家庭訪問等で、現時点の様子を保護者に連絡をし、被害児童生徒・加害児童生徒とともに、双方の保護者に誠意をもった対応をする。

### 事後の支援

- ・ 被害児童生徒についても加害児童生徒についても、指導以後の様子を継続に観察し定期的に面談して、いじめが解消しているか確認し、再発防止に取り組む。
- ・ 改善が見られたかどうか、再度いじめ不登校対策委員会または生徒指導部会で確認し、家庭との連絡を取り合う。

## 5 重大事態への対応について

### 瀬戸市教育委員会より

- 重大事態が生じた場合は、その情報を速やかに瀬戸市教育委員会を通じて市長に報告する。その後、教育委員会の指示を受け、その指導のもと適切に対応する。

## 6 その他

- 毎月の月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出する。
- いじめ防止基本方針はいじめ不登校対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。
- 学校評価アンケートにて達成状況を評価し、その結果を踏まえて取組の改善を図る。
- いじめ防止基本方針はホームページなどを活用し、地域、保護者に周知させる。